**平成２４年（フ）第５８３２号**
東京都北区志茂４―34―７―405　早船方、住民票上の住所東京都北区上中里２丁目３―11
債務者　大竹　一行
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５８３４号**
東京都葛飾区新宿６丁目５―４―1309
債務者　村上　一美
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５８５１号**
東京都国分寺市東元町３―30―７　さくら国分寺ハウス、住民票上の住所千葉県習志野市袖ケ浦２丁目６―２―109
債務者　小島　健裕
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５８５２号**
埼玉県さいたま市北区東大成町１丁目159番地　５―105
債務者　土屋亜沙美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５８５３号**
東京都杉並区和田１丁目32―14―405
債務者　田中　健志
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５８５４号**
東京都練馬区石神井台６丁目12―６―101
債務者　山中　大輔
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５８５５号**
埼玉県草加市谷塚町731―１　グリーンアベニュー谷塚１号棟703
債務者　北村　ルミ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５８６２号**
東京都足立区一ツ家１丁目３―14―801
債務者　太田小百合（旧姓矢部）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５８７７号**
東京都江戸川区谷河内２丁目２―10―304
債務者　中下　信子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５８８７号**
東京都足立区保木間１丁目13―10―104
債務者　青木由紀子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５８９１号**
東京都葛飾区堀切１―27―11　支援センター葛飾荘Ａ―405、住民票上の住所東京都足立区西綾瀬２丁目21―６　コーポ梨本６号室　山崎方
債務者　齋藤いくえ
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５８９４号**
東京都立川市錦町４丁目９―19―202
債務者　渡邊　友代
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５８９５号**
千葉県富津市大堀967―１
債務者　中島　朝子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５９０８号**
千葉県市川市市川南１丁目１―８―712
債務者　山口　昌代
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５９０９号**
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目56―６―404
債務者　安藤ソノ子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部